

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達のお申込みを受けた場合には、お客さまの経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し、総合的に経営者保証の必要性等を検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、物的担保等の設定状況、適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について、丁寧かつ具体的に説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案して決定します。